

緊急集会のご案内とお願い

ポプラの会の大堀尚美です。

いつもご支援、ありがとうございます。

この度、8月27日に身体拘束要件緩和に関する反対集会を開催するので、皆様にもご視聴、ご参加頂きたいというお願いです。

日本では身体拘束がこの10年間で2倍に増えています。

更に、身体拘束の要件が緩和されるので、この秋の国会で決まってしまうのではと危機感をもっています。

身体拘束は障害者権利条約に反する行為です。

今回、問題としているのは、施行が法律では無く、大臣の告示により、身体拘束が可能になることです。

それに加えて、医療者が「治療が困難」とすれば身体拘束の要件を満たすこととなります。

現在は「不穏及び多動」という要件でも、現在でも曖昧な使われ方です。

私も身体拘束を受けた経験があり、自傷他害の恐れが無くても、医療者に囲まれ怖くなりパニックになった経験があるので、

治療を受ける患者に丁寧に説明なりがあったかという点とても疑問に思います。

また精神的肉体的苦痛は相当なものでしたので、そこまで治療として行うのはおかしいことであつたと思います。

現在、病院側に診療記録を取り寄せているところです。

訴訟とはいかないまでも、検討が必要であると感じました。

身体拘束をしないで治療を受けられればより回復も早いと思いました。

日本では海外に比べて身体拘束を受ける時間、期日も突出して長いのが特徴です。

日本人だけが不穏で重篤なのではないと思います。

これはシステムの問題であり、精神科特例（精神科病棟には医師、看護師、薬剤師の配置を一般病棟に比べて

少なく配置する特例）があることも関係しています。

身体拘束の増加は、患者の人権侵害であると考え、これ以上、精神障害者に対する人権侵害が犯されないで欲しいと切に願います。

今回は講演会と体験発表を行い、厚生労働省に要望書を提出することを目指しています。

講師は杏林大学の長谷川利夫教授です。

長谷川氏は10年以上も日本の身体拘束の問題に取り組んでこられました。

現状や何が問題かをクリアに説明していただきます。

講演の後、身体拘束の経験がある当事者の発表と長谷川氏とのやり取りをします。

要望書の原案を事前に作成しておき、当日、採択し、全国の関連団体、当事者団体に呼び掛け団体署名を行う予定です。

尚、当日はチラシにある ID とパスワードでオンラインでの視聴が可能です。

また YouTube での生配信も試みますので、YouTube で「NPO法人ポプラの会」と入力して頂くと視聴可能の予定です。

チラシの他、長谷川先生からの資料も添付します。

精神科病院の問題は他にもありますが、喫緊の課題として、秋の国会の流れに対する集会を行います。

その後、要望書を厚労省大臣に提出する予定ですし、国会議員にも議論してもらうための方策を長谷川氏と相談しながら立てています。

ご視聴頂き、ご意見など頂ければ幸いです。

残暑厳しいですが、皆様、ご家族様のご健康をお祈り申し上げます。

NPO法人ポプラの会
事務局長 大堀尚美